

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）			現行（令和6年4月1日適用）			改正理由
2	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	林業土木工事監督技術基準			林業土木工事監督技術基準			
1. 契約の履行の確保  (2) 施工計画書の受理    (4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	<p>省略</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>省略</p> <p>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 （約款1条第3項に係るものは不要）</p>	<p>関連図書及び条項</p> <p>標仕第1編1-1-1-6</p> <p>約款第10条 （監督員） 標仕第1編1-1-1-8 （様式3）</p>	<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>省略</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>省略</p> <p>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 （約款1条第3項に係るものは不要）</p>	<p>関連図書及び条項</p> <p>標仕第1編1-1-1-5</p> <p>約款第10条 （監督員） 標仕第1編1-1-1-7 （様式3）</p>	<p>標準仕様書の変更にもなう修正</p> <p>標準仕様書の変更にもなう修正</p>		
3	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>省略</p> <p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>省略</p> <p>(9) 工期変更協議の対象の確認</p>	<p>①約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、速やかに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。</p> <p>省略</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>省略</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款第19条 （条件変更等） 標仕第1編1-1-1-3</p> <p>約款 第19条 標仕第1編1-1-1-18</p> <p>約款 第2条 （関連工事の調整） 標仕第1編1-1-1-15</p> <p>標仕第1編1-1-1-19 約款第16条（支給材料及び貸与品） 約款第18条（設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等） 約款第19条（条件変更等） 約款第20条（設計図書の変更） 約款第21条（工事の中止） 約款第22条（受注者の請求による工期の延長） 約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）（様式-2） 約款第40条（前払い金等の不払いに対する受注者の工事の中止）</p>	<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>省略</p> <p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p> <p>(7) 関連工事との調整</p> <p>省略</p> <p>(9) 工期変更協議の対象の確認</p>	<p>約款第19条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、速やかに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。</p> <p>省略</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p> <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>省略</p> <p>約款第16条第7項、第18条第1項、第19条第6項、第20条、第21条第4項、第22条、第23条第1項及び第40条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款第19条 （条件変更等） 標仕第1編1-1-1-3</p> <p>約款 第19条 標仕第1編1-1-1-17</p> <p>約款 第2条 （関連工事の調整） 標仕第1編1-1-1-14</p> <p>標仕第1編1-1-1-18 約款第16条（支給材料及び貸与品） 約款第18条（設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等） 約款第19条（条件変更等） 約款第20条（設計図書の変更） 約款第21条（工事の中止） 約款第22条（受注者の請求による工期の延長） 約款第23条（発注者の請求による工期の短縮）（様式-2） 約款第40条（前払い金等の不払いに対する受注者の工事の中止）</p>	<p>記入漏れ</p> <p>標準仕様書の変更にもなう修正</p> <p>標準仕様書の変更にもなう修正</p> <p>標準仕様書の変更にもなう修正</p> <p>誤記</p>
4	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	<p>(10) 振興部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p>	<p>約款 第21条 （工事の中止） 標仕第1編1-1-1-17</p> <p>約款 第22条 （受注者の請求による工期の延長）</p>	<p>(10) 振興部長等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p>	<p>約款 第21条 （工事の中止） 標仕第1編1-1-1-16</p> <p>約款 第22条 （受注者の請求による工期の延期）</p>	<p>標準仕様書の変更にもなう修正</p> <p>誤記</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）			現行（令和6年4月1日適用）			改正理由								
5	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</td> <td>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認</td> <td>標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-20</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認	標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務内容</th> <th>関連図書及び条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</td> <td>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認</td> <td>標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-19</td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務内容	関連図書及び条項	2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認	標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-19	標準仕様書の変更にもなう修正
項目	業務内容	関連図書及び条項														
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認	標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-20														
項目	業務内容	関連図書及び条項														
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。  省略  ③ 支給（貸与）品の確認	標仕第1編1-1-1-3   標仕第1編1-1-1-19														
6	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	⑦ その他必要な事項	(工用地等の使用) 標仕第1編1-1-1-10	⑦ その他必要な事項	(工用地等の使用) 標仕第1編1-1-1-9	標準仕様書の変更にもなう修正										
7	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略</td> <td>標仕第1編1-1-1-22</td> </tr> <tr> <td>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</td> <td>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</td> <td>約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-20</td> </tr> </tbody> </table>	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略	標仕第1編1-1-1-22	(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-20	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</td> <td>建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略</td> <td>標仕第1編1-1-1-21 標仕第1編1-1-1-22</td> </tr> <tr> <td>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</td> <td>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</td> <td>約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-19</td> </tr> </tbody> </table>	(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略	標仕第1編1-1-1-21 標仕第1編1-1-1-22	(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-19	標準仕様書の変更にもなう修正  標準仕様書の変更にもなう修正
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略	標仕第1編1-1-1-22														
(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-20														
(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事については産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。  省略	標仕第1編1-1-1-21 標仕第1編1-1-1-22														
(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。	約款 第16条 (支給材料及び貸与品) 標仕第1編1-1-1-19														
8	林業土木工事監督技術基準 （監督の実施）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>4. その他 (1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-21</td> </tr> </tbody> </table>	4. その他 (1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-21	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>4. その他 (1) 現場発生品の処理</td> <td>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</td> <td>標仕第1編1-1-1-20</td> </tr> </tbody> </table>	4. その他 (1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-20	標準仕様書の変更にもなう修正						
4. その他 (1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-21														
4. その他 (1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第1編1-1-1-20														
9	林業土木工事監督技術基準 指定材料の品質確認一覧表	別表1 指定材料の品質確認一覧表  省略	別表1 指定材料の品質確認一覧表  省略	誤記												

(注) 1 本表で日本下水道協会規格（JSWAS）製品はJISマーク表示製品に準じて扱う。  
2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。

(注) 1 本表で日本下水道協会規格（JWAS）製品はJISマーク表示製品に準じて扱う。  
2 上表のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、確認すること。

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）Ⅱ 林業土木工事監督技術基準 新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）	現行（令和6年4月1日適用）	改正理由																								
19	別表1 施工計画書の省略について	<p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-6第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p>	<p>施工計画書の省略について</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-5第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。 ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。 (1) 指定工法、指定仮設のある工事 (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事 (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事</p> <p>2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。</p>	標準仕様書の変更にもなう修正																								
27	様式-3 工事打合簿	<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-8第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事名</th> <th style="width: 30%;">工事</th> <th style="width: 40%;">受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発議者</td> <td>発注者・受注者</td> <td>発議年月日</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="2">指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">内容：</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事	受注者	発議者	発注者・受注者	発議年月日	発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）		内容：			<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <p>標準仕様書第1編1-1-1-7第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工事名</th> <th style="width: 30%;">工事</th> <th style="width: 40%;">受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発議者</td> <td>発注者・受注者</td> <td>発議年月日</td> </tr> <tr> <td>発議事項</td> <td colspan="2">指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">内容：</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	工事	受注者	発議者	発注者・受注者	発議年月日	発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）		内容：			標準仕様書の変更にもなう修正
工事名	工事	受注者																										
発議者	発注者・受注者	発議年月日																										
発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）																											
内容：																												
工事名	工事	受注者																										
発議者	発注者・受注者	発議年月日																										
発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）																											
内容：																												

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） Ⅲ林業土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	項目	改定案（令和7年1月以降適用版）	現行（令和6年1月以降適用版）	改定理由
1	林業土木工事施工管理基準	<p style="text-align: center;">林業土木工事施工管理基準</p> <p style="text-align: center;">この林業土木工事施工管理基準は、林業土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-31「施工管理」に規定する林業土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>5 管理項目及び方法 (1) 工程管理 省略</p> <p>(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">林業土木工事施工管理基準</p> <p style="text-align: center;">この林業土木工事施工管理基準は、林業土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-30「施工管理」に規定する林業土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>5 管理項目及び方法 (1) 工程管理 省略</p> <p>(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表を作成し管理するものとする。 なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>	<p>誤記の修正</p> <p>記載漏れの文言を追加修正</p>

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和7年4月1日）								現行（令和6年4月1日）								改定事由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番		工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	2	補削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法算、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-4	1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	2	補削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法算、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	1-2-3-4	1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	2	補削工 (面管理の場合)
						平場	標高較差									±100	±150								
1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	3	補削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。	1-2-3-4	1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	3	補削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。	1-2-3-4	1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	3	補削工 (水中部) (面管理の場合)
						平場	標高較差									±100	+300以下								
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 工	7 鉄 筋 工	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり 計測編：標準7編2章2.1参照。 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲ-コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	1-3-7-4	1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 工	7 鉄 筋 工	4	組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。 ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲ-コンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	1-3-7-4	1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 工	7 鉄 筋 工	4	組立て			
					かぶり t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり								かぶり t	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり										
3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎	3-1-3-6	3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	小型構造物	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎1基毎	3-1-3-6	3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6	小型構造物			
					幅 w (D)	-30								幅 w (D)	-30								高さ h	-30	根入長

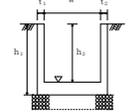
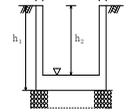
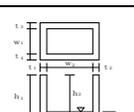
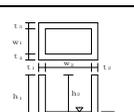
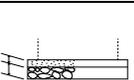
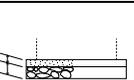
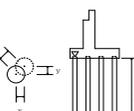
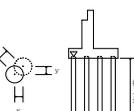
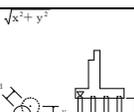
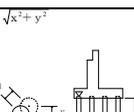
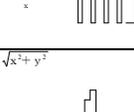
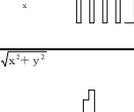
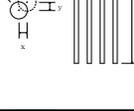
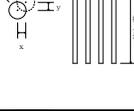
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和7年4月1日）										現行（令和6年4月1日）										改定事由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7 1	路側防護構工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-7	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7 1	路側防護構工 (ガードレール)	基礎 幅 w 高さ h ビーム取付高 H	-30 -30 +30 -20	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。 1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-7	土木部に準拠	
3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7 2	路側防護構工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-7	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7 2	路側防護構工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高 H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎 1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-7	土木部に準拠	
3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-9	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	9	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-1-3-9	土木部に準拠	
3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	ポストテンション桁 製作工	幅(上) w <sub>1</sub> 幅(下) w <sub>2</sub> 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ-5) かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-1-3-12 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面構造50以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて参照。	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	12	1	ポストテンション桁 製作工	幅(上) w <sub>1</sub> 幅(下) w <sub>2</sub> 高さ h 桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	+10 -5 ±5 +10 -5 ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ-5) かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長 (m)		3-1-3-12 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面構造50以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びひかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」も併せて参照。	誤記
通3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13 1	プレキャストセグメント桁組立工 (購入工)	桁長 ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-1-3-13	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13 1	2	プレキャストセグメント桁組立工 (購入工)	桁長 ℓ 断面の外形寸法 (mm)	— —	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	3-1-3-13	誤記		
共3	通林業土木工事	1 一般施工	3 共通の工種	13 2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ-5) かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ：支間長 (m)	3-1-3-13	3	林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	13 2	13	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長 横方向最大タワミ	ℓ<15…±10 ℓ≧15…±(ℓ-5) かつ≦30mm以内 0.80	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ：支間長 (m)	3-1-3-13	誤記		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和7年4月1日）								現行（令和6年4月1日）								改定事由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番		工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	1	3	26	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-26	3	1	3	26	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1施工箇所毎		3-1-3-26	土木部に準拠
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20															
						幅 w	-30															
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30															
						延長 L	-200															
3	1	3	27		集水排水工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-27	3	1	3	27	集水排水工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-1-3-27	土木部に準拠	
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20															
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30															
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30															
共3	1	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-1	共3	1	4	2	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-4-2	誤記	
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30															
						延長 L	各構造物の規格値による															
3	1	4	1		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路縦断方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-4	3	1	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-4	土木部に準拠	
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
3	1	4	2		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-4	3	1	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-4	土木部に準拠	
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内															
						傾斜	1/100以内															
						杭径 D	設計値以上															
3	1	4	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路縦断方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-5	3	1	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-5	土木部に準拠	
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	100以内															
						傾斜	1/100以内															
						杭径 D	設計径（公称径）-30以上															
3	1	4	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路縦断方向、横断方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-1-4-6	3	1	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-1-4-6	土木部に準拠	
						根入長	設計値以上															
						偏心量 d	150以内															
						傾斜	1/50以内															
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※															



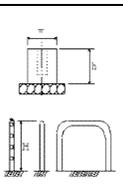
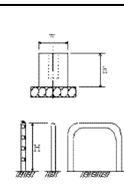
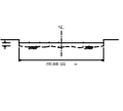
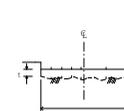
新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和7年4月1日）										現行（令和6年4月1日）																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定事由							
5	3	5	4	5	コンクリート笹山ダム本体工（コンクリート副ダム工）	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図（構造図、標準図、模式図等）に表示してある箇所を測定  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		5-3-5-4 5-3-5-5	5	3	5	4	5	コンクリート笹山ダム本体工（コンクリート副ダム工）	基準高▽	±30	図の表示箇所にて測定 1. 設計図（構造図、標準図、模式図等）に表示してある箇所を測定		5-3-5-4 5-3-5-5	土木部に準拠							
						天端厚 w <sub>1</sub>	-30										天端厚 w <sub>1</sub>	-30											
						放水路上長 e <sub>1</sub>	±50										放水路上長 e <sub>1</sub>	±50											
						放水路下長 e <sub>2</sub>											放水路下長 e <sub>2</sub>												
						堤底長 L <sub>1</sub>	-50										堤底長 L <sub>1</sub>	-50											
5	3	5	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直交な水平延長を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		5-3-5-6	5	3	5	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直交な水平延長を測定。		5-3-5-6	土木部に準拠									
					厚さ w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30									厚さ w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30													
					長さ L	-50									長さ L	-50													
5	3	5	8	水明工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		5-3-5-8	5	3	5	8	水明工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		5-3-5-8	土木部に準拠									
					幅 w	-30									幅 w	-30													
					厚さ t	-30									厚さ t	-30													
					延長 L	-50									延長 L	-50													
6	1	11	4	落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-11-4	6	1	11	4	落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		6-1-11-4	土木部に準拠									
					延長 L	-200									延長 L	-200													
6	1	11	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-11-5	6	1	11	5	落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-11-5	土木部に準拠									
					延長 L	-200									1 施工箇所毎														
6	1	11	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-11-6	6	1	11	6	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-11-6	土木部に準拠									
					延長 L	-200									1 施工箇所毎														
					基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>									-30	基礎1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30
						高さ h									-30								高さ h	-30					

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2） IV 出来形管理基準 新旧対照表

単位：mm

改正（令和7年4月1日）										現行（令和6年4月1日）										改定事由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要				
6	林道編	2	舗装	5	5	車止めポスト工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵）	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-2-5-5	6	林道編	2	舗装	5	5	車止めポスト工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵）	基礎 幅 w 高さ h パイプ取付高 H	-30 -30 +30 -20	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 1ヶ所/1施工箇所		6-2-5-5	土木部に準拠)		
6	林道編	7	林道維持	3	舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合） 厚さ t または標高較差（切削）のみ	厚さ t (標高較差) 幅 w 延長 L 平坦性	-17 (17) (面管理として緩和) -2 (2) -9 -25 -100 —	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		6-7-3-5	7	林道維持	3	舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 （面管理の場合） 厚さ t または標高較差（切削）のみ	厚さ t (標高較差) 幅 w 延長 L 平坦性	-17 (17) (面管理として緩和) -2 (2) -9 -25 -100 —	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 3. 厚さ t または標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		6-7-3-5	誤記

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】						工種	【現行(令和6年度)】						改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験時期・頻度
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	使用する他の場合( JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利3.5%以下 舗装コンクリートは3.5%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は2.5%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	使用する他の場合( JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを除く)	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利3.5%以下 舗装コンクリートは3.5%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は2.5%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	土木部に準拠
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。					・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	土木部に準拠			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：1.2%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。					寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	土木部に準拠			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC 回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。					上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	誤記 土木部に準拠			
製造(プラント)	リソートの他を使用する場合( JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：1.5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	○	製造(プラント)	リソートの他を使用する場合( JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを除く)	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：1.5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	土木部に準拠		
		連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○			土木部に準拠							
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	○	土木部に準拠		

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】							工種	【現行(令和6年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	ク	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	ク	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	誤記 土木部に準拠	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C			塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	土木部に準拠			
	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領(公称容量)の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領(公称容量)の場合：コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランブ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50㎡未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	土木部に準拠	
			連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	○	連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	○			土木部に準拠							
17 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JISA1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	17 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験(JISA1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	○	誤記 土木部に準拠
18 吹付工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	土木部に準拠	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験			JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	土木部に準拠		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		誤記 土木部に準拠
			回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	回収水の場合：JIS A 5308附属書C			塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	土木部に準拠			

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】							工種	【現行(令和6年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
18 吹付工	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	18 吹付工	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	土木部に準拠		
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○	土木部に準拠												
19 現場吹付法砕工	材料	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	19 現場吹付法砕工	材料	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	土木部に準拠		
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。				○	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	○	土木部に準拠
19 現場吹付法砕工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	19 現場吹付法砕工	材料	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	土木部に準拠
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	土木部に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】							工種	【現行(令和6年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法砕工	材料	その他(リ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	19 現場吹付法砕工	材料	その他(リ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	誤記 土木部に準拠
				回収水の場合：JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					土木部に準拠					
ト製コン(ヘ)クリートマをI使用表示され合はレ(ク)ミックス	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	ト製コン(ヘ)クリートマをI使用表示され合はレ(ク)ミックス	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	土木部に準拠		
			連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○				土木部に準拠							
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	○	土木部に準拠		
			その他	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照				○	土木部に準拠						
20 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によること。【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	○	20 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によること。【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	○	誤記 土木部に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】							工種	【現行(令和6年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
21 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		21 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		誤記 土木部に準拠
22 治山土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		22 治山土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		誤記 土木部に準拠
23 林道土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		23 林道土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		誤記 土木部に準拠
25 コンクリートダム	その他	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	25 コンクリートダム	その他	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	土木部に準拠
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	土木部に準拠

新潟県林業土木工事標準仕様書(その2) V 品質管理基準及び規格値 新旧対照表

工種	【改正(令和7年度)】							工種	【現行(令和6年度)】							改定理由		
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要	試験成績表等による確認
25 コンクリートダム	ク	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	ク	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	土木部に準拠	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○			土木部に準拠							
	ク	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	ク	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	誤記 土木部に準拠	
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	土木部に準拠										
	ク	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	ク	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	土木部に準拠	
			連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	土木部に準拠										
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。			土木部に準拠
						※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）												

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）VI写真撮影要領（写真撮影管理基準（案））新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）	現行（令和6年4月1日適用）	改正理由																																																																												
1	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考）	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和4年10月12日付け技第703号）の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考） ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和4年10月12日付け技第703号）の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	誤記の修正																																																																												
2	2-5 写真の編集等  3 整理提出	2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。  省略  3 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「新潟県電子納品実施要領」に基づくものとする。	2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。  省略  3 整理提出 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「新潟県電子納品実施要領」 <a href="#">（令和4年3月24日付け技第801号）</a> に基づくものとする。	基準等の改定  改正頻度が高いため削除																																																																												
4	撮影箇所一覧表（全体）	<table border="1" data-bbox="293 639 1131 844"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	省略					災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]		<table border="1" data-bbox="1144 639 1982 844"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>その都度 [被災前] [被災直後] [被災後] <a href="#">[被災後]</a></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	省略					災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後] <a href="#">[被災後]</a>		重複の文言を削除																																										
区分		写真管理項目			摘要																																																																											
		撮影項目	撮影頻度[時期]																																																																													
省略																																																																																
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]																																																																													
区分		写真管理項目		摘要																																																																												
		撮影項目	撮影頻度[時期]																																																																													
省略																																																																																
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後] <a href="#">[被災後]</a>																																																																													
9	撮影箇所一覧表  コンクリートダム（施工）	<table border="1" data-bbox="293 863 1131 1353"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質管理写真撮影箇所一覧表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">25</td> <td rowspan="6">コンクリートダム（施工）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> <td rowspan="6">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのブリーディング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	品質管理写真撮影箇所一覧表					番号	工種	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	25	コンクリートダム（施工）	省略			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		温度測定			コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのブリーディング試験			省略					<table border="1" data-bbox="1144 863 1982 1353"> <thead> <tr> <th colspan="5">品質管理写真撮影箇所一覧表</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度[時期]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">25</td> <td rowspan="6">コンクリートダム（施工）</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> <td rowspan="6">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>配合毎に1回 [試験実施中]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温度測定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの単位容積質量試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートのブリーディング試験</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	品質管理写真撮影箇所一覧表					番号	工種	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度[時期]	25	コンクリートダム（施工）	省略			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		温度測定			コンクリートの単位容積質量試験			コンクリートの洗い分析試験			コンクリートのブリーディング試験			省略					適正な表現に修正
品質管理写真撮影箇所一覧表																																																																																
番号	工種	写真管理項目		摘要																																																																												
		撮影項目	撮影頻度[時期]																																																																													
25	コンクリートダム（施工）	省略			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート																																																																											
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]																																																																													
		温度測定																																																																														
		コンクリートの単位容積質量試験																																																																														
		コンクリートの洗い分析試験																																																																														
		コンクリートのブリーディング試験																																																																														
省略																																																																																
品質管理写真撮影箇所一覧表																																																																																
番号	工種	写真管理項目		摘要																																																																												
		撮影項目	撮影頻度[時期]																																																																													
25	コンクリートダム（施工）	省略			圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの  気温、コンクリート																																																																											
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]																																																																													
		温度測定																																																																														
		コンクリートの単位容積質量試験																																																																														
		コンクリートの洗い分析試験																																																																														
		コンクリートのブリーディング試験																																																																														
省略																																																																																

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）VI写真撮影要領（写真撮影管理基準（案））新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）										現行（令和6年4月1日適用）										改正理由
18	出来形管理写真撮影箇所一覧表	出来形管理写真撮影箇所一覧表										出来形管理写真撮影箇所一覧表										誤記の修正
	側溝工（現場打水路工）	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
								撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
		3	1	3	26	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	3-1-3-26	3	1	3	26	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 [型枠取外し後]	3-1-3-26			
18	側溝工（暗渠工）	出来形管理写真撮影箇所一覧表										出来形管理写真撮影箇所一覧表										誤記の修正
	側溝工（暗渠工）	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
								撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
		3	1	3	26	3	側溝工（暗渠工）	幅 深さ	120m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	3-1-3-26	3	1	3	26	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所1回 [埋戻し前]	3-1-3-26			
38	出来形管理写真撮影箇所一覧表	出来形管理写真撮影箇所一覧表										出来形管理写真撮影箇所一覧表										誤記の修正
	石枠工	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
								撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
		4	2	4	9		石枠工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	4-2-4-9	4	2	4	9		石枠工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所1回 [施工後]	4-2-4-9			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）VI写真撮影要領（写真撮影管理基準（案））新旧対照表

ページ	項目	改正（令和7年4月1日適用）	現行（令和6年4月1日適用）	改正理由
69	デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準</p> <p>省略</p> <p>5 小黑板情報の電子的記入の取扱い                      工事写真の取扱いは、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）及び デジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるが、4に示す小黑板情報の電子的記入については、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p>	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準</p> <p>省略</p> <p>5 小黑板情報の電子的記入の取扱い                      工事写真の取扱いは、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）及び デジタル写真管理情報基準（国土交通省 <a href="http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/photo7.pdf">平成28年3月</a>）  <a href="http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/photo7.pdf">URL (http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/photo7.pdf)</a> に準ずるが、4に示す小黑板情報の電子的記入については、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p>	<p>改正頻度が高い                      ため削除</p>